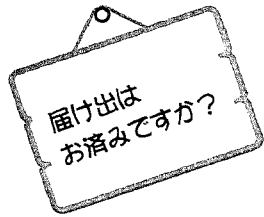


## 国保からお知らせ



会社を退職して、年金を受けている方に

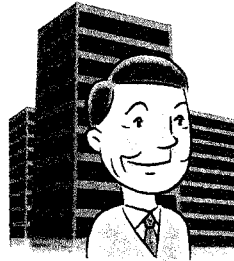
# 退職者医療制度のご案内

会社などを退職された方が、利用できる国保の制度です。

## こんな方が対象です

国民健康保険に  
加入している方

厚生年金や共済組合の  
老齢年金を受けている方



老人保健制度の適用  
を受けていない方

退職被保険者の  
扶養家族の方

※年金制度への加入期間が20年以上ある方。  
または、40歳以降の加入期間が10年以上ある方。

※保険料は変わりません。

## ●自己負担額(3割)が軽減されます

お医者さんにかかるときは、『国民健康保険退職被保険者証』を窓口で提示して、診療を受けます。

そのときにかかる一部負担金は、下図のとおりです。

退職被保険者 (本人)		被扶養者 (扶養家族)	
外来	2割	3割	
入院	2割	2割	

※入院時の食事代と外来の薬の一部負担は、国保と同様に定額の自己負担です。

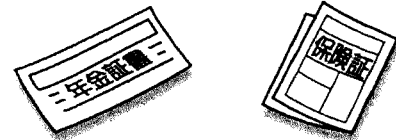
### 退職被保険者の資格が発生する日は

年金を受給する資格が発生した日から、退職者医療制度の適用が受けられます。

年金証書を受け取った日から14日以内に、市民生活課国保医療担当窓口へ届け出をしてください。

### 届け出に必要なものは

保険証・年金証書です。



問合せ先 市民生活課国保医療担当

## Q&A 国民年金

## 国民年金制度は相互扶助

**Q** 昨年は収入が不安定だったので納付を免除されていましたが、今年は却下になりました。たしかに所得は増えましたが、まだ納める気になりません。どうしても納めないとダメでしょうか？

**A** 保険料はぜひ納めてください。

免除を取り消されたということは、あなたに支払い能力があると判断されたからです。保険料を納めないでいると、将来受ける年金額が少なくなりますし、障害や遺族の受給資格もなくなってしまいます。納められる能力があるのですから、必ず納めてください。

また、国民年金の保険料を納付するのは国民の義務とされています。保険料を納められる資力があるのに納めないでいると、納税を怠ったときと同様に財産を差し押さえられることもあるのです。

厳しい措置だと思われるかもしれませんが、国民年金は加入者が保険料を納めることで、年金受給者の生活を支えていくという相互扶助の仕組みだからです。納めないでいると制度自体が成り立たなくなるということを理解してください。